

『意匠権 ものづくりの強い味方』解説（2021年11月更新）

基本編：知って得する意匠権（約20分）

再生時間	動画内の字幕	解説
7:44～7:48	権利は最長20年間有効となります	令和元年意匠法改正により、令和2年4月1日以降の出願について、意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から最長25年で終了します。
9:18～9:23	意匠権で税関に対して輸入差し止めの申し立てをいたしました	フォークリフトタイヤの事例は、最終的には当事者間で和解が行われました。
15:55～15:59	出願の約4分の1が部分意匠の出願です	出願の約4割が部分意匠の出願です（2018年時点）。
18:10～18:16	でも発表しても6ヶ月以内に出願すれば 例外と扱われる制度があるのでまだ間に合うかもしれません	平成30年意匠法改正により、例外と扱われる期間（意匠の新規性喪失の例外期間）は、6ヶ月から1年に延長されました。
19:05～19:12	出願し、特許庁からの最初の通知が届くまで平均で約7ヶ月です	出願し、特許庁からの最初の通知が届くまで平均で約6ヶ月です。
19:25～19:32	登録された意匠は特許庁のホームページにアクセスすれば簡単に見ることができます	特許電子図書館（IPDL）は平成27年3月20日に廃止され、現在は特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）にて登録意匠等の情報を提供しております。

実践編：意匠権取得を目指して！（約15分）

再生時間	動画内の字幕	解説
2:01～2:09	個人の場合は住民基本台帳カードを利用して 地方自治体で電子証明書の交付を受けることもできます	現在、個人番号カード（マイナンバーカード）の取得時に、電子証明書の発行申請をすることが可能です。「住民基本台帳カード」の交付及び更新申請は、平成27年12月をもって終了しましたので、今後は、個人番号カード（マイナンバーカード）を電子証明書として利用していただくこととなります。
4:17～4:28	意匠法施行規則別表第一に基づいて記載して下さい	令和元年意匠法改正により、願書の【意匠に係る物品】の欄は「経済産業省令で定めるとおり」記載することとなり、「物品の区分」を掲げていた「意匠法施行規則別表第一」は廃止されました。したがって、令和3年4月1日から、【意匠に係る物品】の欄は、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確となるように記載することとなります（意匠法施行規則第7条）。
4:32～4:44	原則としては、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図および底面図の6つの図面を用意します	改訂意匠審査基準（平成31年4月26日改訂版）により、意匠を明確に表す十分な数の図の提出があれば、提出する図の数は不問となりました。
6:25～6:31	料金の支払い方法は、インターネットバンキングやペイジー（Pay-easy）機能のあるATMなどがあります	その他の料金の支払い方法として、以下の条件を満たす場合にクレジットカードでのお支払いも可能です。 (1) 識別番号が付与されている (2) オンライン手続きができる (3) クレジットカード（3Dセキュア対応）をもっている
9:49～9:53	数百万件にもおよび資料に基づいて行われます	審査は、一千万件以上にもおよび資料に基づいて行われます。
11:14～11:19	設定登録から最長20年間権利を維持することができます	令和元年意匠法改正により、令和2年4月1日以降の出願については、最長25年間権利を維持することができます。（意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から最長25年で終了します。）
12:07～12:17	また、全国に約3000か所ある商工会・商工会議所の窓口を活用して「知財駆け込み寺」が開設されています	現在、知財全般に関するご相談は「知財総合支援窓口」で受けています。知財総合支援窓口は、全国47都道府県に設置されています。